

## 【民事訴訟法】

### 問題

民事訴訟法114条1項と2項の意義について、XのYに対する500万円の売買代金支払請求に対して、Yが800万円の請負代金債権をもって相殺に供した場合を例にとって論じなさい。

## 【刑事訴訟法】

以下の【事例】を読んで【設問】に答えなさい。

### 【事例】

VがXに殺害された事件において、遺体に姦淫の形跡はなかったが、着衣の乱れがあった。捜査段階から一貫して、Xの罪責が殺人罪にとどまるのか、殺人罪と強制性交致死罪の観念的競合なのかが争点となっている。

Vの勤務先におけるハラスメント相談室の常勤の臨床心理士Wが業務上作成していた相談記録が捜査段階において任意提出されていたところ、Vからの相談を記録した箇所に「相談日時：令和4年8月5日午後1時から48分間。相談者：広報室V。相談内容：広報室次長Xについて、『X次長のことは嫌いだ。顔を合わせれば必ず、性的に不快な言動をする。昨夕、寂しい道で私を待ち伏せていたため、恐怖感から一目散に走って逃げた。過去にも周囲に他の従業員がいない時に、執拗な付きまとい行為をされたことも頻繁である。』旨を相談。当職の対応：週明けに適切な社内対応に向け、慎重に調査をする旨、Vに約した。」との記述がある。

上記相談記録は、Wがハラスメント相談室において相談者に対応した直後に、その都度、相談日時・相談者の氏名と所属部署・相談内容・今後の対応予定を克明に記載するものであり、ハラスメント相談室内で施錠管理され、Wのみが閲覧可能な鍵のかかる引き出しに収納されている。

### 【設問】

Wの作成した「相談記録」に収録されたVの供述を公判立会検察官は「Xが、Vに対して性的に不快感を催すような言動をしていた事実」を立証趣旨として証拠調べ請求している。この立証趣旨を要証事実と設定した場合、「相談記録」中のVの供述について証拠能力は認められるか。